



府食第373号
令和元年10月1日

農林水産大臣
江藤 拓 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

令和元年9月24日付け元消安第2313号（以下「通知」という。）により貴省から当委員会に対し意見を求められた馬に由来する肉骨粉等の豚、鶏又はうずら用飼料への利用再開等に関する規制の見直しについては、下記に示す理由から、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

記

1. 原料となる馬については、「食品健康影響評価について（回答）」（平成29年10月24日付け府食715号）に記載のとおりであり、これを覆す新たな知見はない。
2. 「豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価」（平成16年6月24日付け府食第696号）において、豚及び家きんが自然状態において牛海綿状脳症（BSE）に感染し、BSEを伝達するという科学的根拠はないと評価しており、これを覆す新たな知見はない。
3. なお、通知に記載の管理措置が適切に運用されることを前提として、現行の飼料規制等の効果に影響を及ぼすことは考え難い。